

令和6年度指定障害福祉サービス事業者等立入検査等状況一覧 [担当課 西部総合事務所県民福祉局共生社会推進課]

令和7年1月8日

項目	法人名	事業所名	実施日	事業種別	改善を要する事項	指摘内容	改善状況	改善内容
立入検査	ソーシャルイン クルー・ホーム株式会社	ソーシャルイン クルー・ホーム米子上福原	令和6年6月11日 (火)	共同生活援助 短期入所	【勧告事項】 障害者虐待による 人格尊重義務違反	令和6年4月において、当該事業所の従業者により2度に渡って障がい者虐待（放棄・放任）が行われ、障がい者を養護するべき職務を怠った。	○	委員会、研修の複数及び当該事業所のみの単独開催（通常は複数施設での開催が主）や関係法令・虐待防止の手引きなどを従業者に対し具現徹底を行った。 また、再発防止策及び虐待を防止するための具体的方策（従業者アンケート、意見箱の設置など）を講じた。

令和6年度指定障害福祉サービス事業者等立入検査等状況一覧 [担当課 西部総合事務所県民福祉局共生社会推進課]

令和7年1月8日

項目	法人名	事業所名	実施日	事業種別	改善を要する事項	指摘内容	改善状況	改善内容
立入検査	社会福祉法人もみの木福祉会	もみの木園	令和6年9月10日 (火)	障害者支援施設 (生活介護)	【勧告事項】 障害者虐待による 人格尊重義務違反	令和6年9月において、当該事業所の従業者により、 虐待行為（身体的虐待及び心理的虐待）があった	○	再発防止策を講じ、その講じた方策について県へ報告を行った。 併せて再発防止策について虐待防止委員会で検証を行う。
					指定障害者支援施設等 の設置者の責務	R6.4.18に男子棟職員会議で個々の利用者に係る支援の 話がされていたが、不十分である。	○	モニタリング会議で定期の話し合いを実施している。
					生活介護計画の作成等 ／ 施設障害福祉サービス 計画の作成等	施設入所利用者のサービス計画が作成されおらず、利 用者等からの同意を得られていない。	△	同意の記載漏れがないよう、フォルダ管理等を統一し、作成のない個別支援計画については、作成し、個別支援計画未作成減算を適応し、関係市町村へ過誤申し立てを行う。
						サービス計画について、利用者の同意がないものが散 見される。	△	
					基本時間に記載している時間と支援内容に記載してい る時間が異なる支援計画がある		○	基本時間と支援時間の点検を行い修正をした。
							○	会議録の記載方法の修正を実施した。
					虐待の防止	虐待が発生した事案について、報告様式に基づいた報 告がされていない	○	職員へ周知徹底し、使用方法を改めた。 今後は仇められた様式で従業者へ報告を行わせ、委員会で発生原因・結果の分析・再 発防止策を検証する。
					生活介護サービス費	算定できない報酬が算定されている。	△	自己点検を行い、全利用者について過誤申し宛を行う。

令和6年度指定障害福祉サービス事業者等立入検査等状況一覧 [担当課 西部総合事務所県民福祉局共生社会推進課]

令和7年1月8日

項目	法人名	事業所名	実施日	事業種別	改善を要する事項	指摘内容	改善状況	改善内容
立入検査	社会福祉法人遊歩	夜見われもこうの家	令和6年10月25日（金）	共同生活援助、短期入所	【勧告事項】 障害者虐待による 人格尊重義務違反	【共同生活援助】 令和6年5月において、当該事業所の従業者により、 虐待行為（身体的虐待）があった	○	再発防止策を検証し、その検証結果について報告を行った
						【短期入所】 令和6年6月において、当該事業所の従業者により、 虐待行為（放棄・放任）があった	○	
					運営規程	虐待防止の事項について一部表記誤りがある	○	運営規程を改めた
						【短期入所のみ】 虐待防止に関する事項について、成年後見制度の利用 支援に関する記載がない	△	理事会後に追記を行う
					虐待の防止	虐待（不適切な対応事例も含む）が発生した場合、当 該事案について報告するための様式が整備されていな い	○	様式を整備し、その様式を用いて改めて委 員会へ報告を行った
						虐待が生じた際の労働環境・条件について分析され ておらず、それを確認するための様式も整備されていな い	○	様式を整備し、衛生委員会を通じてストレ スチェック及び産業医面談を実施した
					短期利用加算	【短期入所のみ】 算定日数について限度を超えて算定して請求している	△	自己点検結果に基づき、過誤申し立てを行 う

令和6年度指定障害福祉サービス事業者等立入検査等状況一覧 [担当課 西部総合事務所県民福祉局共生社会推進課]

令和7年1月8日

項目	法人名	事業所名	実施日	事業種別	改善を要する事項	指摘内容	改善状況	改善内容
立入検査	社会福祉法人鳥取県厚生事業団	皆生やまと園	令和6年11月18日（月）	障害者支援施設（生活介護）	【勧告事項】 障害者虐待による 人格尊重義務違反	令和6年9月において、当該事業所の従業者により、 虐待行為（性的虐待及び心理的虐待）があった		
					事故発生時の対応	県へ報告が必要な事故について、報告が行われていない		
					虐待の防止	虐待が発生した事案について、報告様式に基づいた報告がされていない		